

するという前提があります。こういった相応の対応しておるのであれば、相応の御負担をいただくというのも、市場化された介護保険サービスの提供という点においては、私は否定できないのかなというふうに考えております。

結果として利用者負担の上乗せ部分については、何らかの補助という考えは持っておりません。可能な限り、利用者にも影響が及ばないように町内の事業者に対しましては、引き続き、衛生用品の配布などの支援を行って負担の軽減に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 以上で、7番議員、清水亜樹君の一般質問を終わります。

ここで、休憩いたします。

再開は10時20分です。

(10時03分 休憩)

(10時20分 再開)

議 長 休憩を解いて再開いたします。

通告2番、3番議員、神保京子君。

3 番 通告2番、3番議員、神保京子です。

通告に従いまして質問いたします。

1番、自治会担当職員制度について。

2番、災害時避難所のウイルス感染対策について。

3番、体育館の予約について。

以上、大きな項目3点お伺いいたします。

まず1番ですが、自治会担当職員制度の「しくみ」が作られてから1年が経過しました。町民が大きな期待をもって経緯を見守ってきています。どのような成果があったのか、報告をお願いいたします。また、職員と自治会長とのスタートの話し合いはきちんと設けられたのか、それぞれの自治会の課題はどう把握されていますか。

2番、今回のコロナウイルス感染拡大防止対策として、他町では災害時避難場所の改善が考えているようです。そこで、当町ではどのような対策がなされているかお伺いいたします。また、対策により、収容人数が削減されるかと思いますが、見解をお伺いいたします。

3番、総合体育館や学校体育館の利用予約は、早朝から総合体育館の外で並んで予約受付を待っています。総合体育館ではインターネットの予約もできるようになりましたので、大分並んでいますということは少なくなりました。しかし、学校の体育館については、依然として早朝から並んで待っていらっしゃいます。しかし、この並ぶという行為は、密になることも考えられます。利用者には多くの負担を強いています。また、総合体育館のインターネットの予約については、インターネットが不得手な方も大勢いられます。改善策は考えられているか伺います。また、予約の変更についての改善は考えられているのでしょうか。ちなみに、生涯学習センターやそうわ会館では、1予約1回は変更が認められていますが、いかがでしょうか。

これで登壇での質問は終わります。

回答お願いいたします。

町長 通告2番、神保京子議員からは、大きく3点の御質問を頂戴しております。3点目の「体育館の予約について。」につきましては、教育長から答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、1点目の「自治会担当職員制度の『しくみ』が作られて1年が経過しているが、どのような成果があったのか」との御質問でございますが、自治会担当職員制度は、私が広報に掲載している「裸心版」でも紹介しましたとおり、住民との対話・交流を通じ、行政的な立場から自治会の自発的な活動を支援するとともに、地域課題の解決に住民の意向を反映させ、自治会と町が協働のまちづくりを推進する一助として導入いたしました。

自治会担当職員の役割といたしましては、「自治会との連絡調整」、「行政情報の提供」、「地域内巡視」、「そのほか自治会と町の協働によるまちづくりに関すること」の4点とし、昨年7月から運用を開始したところでございます。

運用開始以降、令和元年度の活動につきましては、自治会の役員会議等への出席、その他、「自治会からの要望等に係る対応」や「自治会内の諸問題に関する相談」などがございました。

また、担当する自治会の現況や課題を把握することを目的に地域内巡視を実施し、自治会などから出された要望箇所や、歩行者または車両の安全な通行及

び住民の日常生活に支障があると思われる箇所を確認するとともに、緊急に対応が必要な事案を発見したときは、担当課に連絡するなど情報提供を行っております。

こうした自治会担当職員の活動結果は、副町長、担当職員のリーダーなどで構成する「連絡調整会議」で報告し、担当職員相互の連絡調整及び情報の共有を図っているところでございます。

令和2年度の活動状況につきましては、4月7日に発出された「緊急事態宣言」により新型コロナウイルスの感染拡大防止の対策として、国が示した3密、いわゆる密閉、密集、密接の回避や不要不急の外出の自粛といった方針に対し、県が8月末まで、これらに係る事業の中止を決定したことにより、本町においても同様の対応といたしました。このような状況を受け、各自治会でも総会をはじめとする様々な事業が中止や延期するなど、自治会活動も停滞を余儀なくされております。

その後、5月25日に「緊急事態宣言」が解除されたものの、減少状態で推移していた新型コロナウイルスの感染者数が6月下旬頃から再び増加傾向に転じたことにより、依然として自治会活動も平常時の状態に戻れない状況にあります。

こうした中、自治会の役員会議等への自治会担当職員の派遣要請は、ほぼない状況にありますので、自治会担当職員の活動としては、「自治会からの要望等に係る対応」や「自治会の事業等の実施状況の把握」などが主なものとなっております。

このように新型コロナウイルスの感染状況が自治会活動に与える影響は大きく、7月17日には、県において神奈川警戒アラートが発出され、さらに、県が主催するイベントの中止等の方針を来年3月末まで延長するなど、収束の見通しが立たない現時点においては、当該制度も十分に機能しているとは言えない状況ではございますが、引き続き自治会と連携を図りながら、コロナ禍の中でも可能な限り自治会活動の一助として、またパイプ役としての役割を果たしていけるよう努めてまいりたいと考えております。

2点目の、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策として、「災害時避難所運営の見直しが必要ではないか、また、現在の収容人員をどのように確保し

ていくのか」との御質問ですが、議員も御承知のとおり、コロナ禍における避難所のコロナ対策は、全国的に各自治体が講じているところであり、本町についても、神奈川県ガイドラインを参考に対応を図っているところでございます。

このガイドラインは、住民への事前周知や避難所の避難スペースの拡大、感染症対策物資の備蓄といった事前準備に関することから、避難所の受付やレイアウトといった開設時のポイントなどが書かれていることから、こちらを基本として避難所運営を実施していく予定であります。

具体的には、ホームページや広報を用いて、コロナ禍での避難の在り方を事前に町民に周知したり、受付で検温や問診を実施し、発熱やせきの症状がある人とない人の避難スペースをゾーニングしたり、1家族当たりの避難スペースの間隔を広く取ったりするなどの対応を考えております。また、業務用の大型扇風機を配備し、換気を促すことにも配慮する予定であります。そのほかにも、手指衛生を徹底するため、手洗い場へのハンドソープの配置や避難所内の各所に消毒用アルコールの配置も当然行ってまいります。さらに、間仕切りとして活用できる屋内用テントも各種備蓄しておりますので、こちらは、いわゆる感染予防において特に配慮が必要な方に使用してもらうものという位置づけで避難所内での活用を考えております。

コロナ禍での避難において、最も重要なことは3密の回避ということになることから、必然的に収容人数が少なくなるわけでございます。町といたしましては、指定避難所の施設内での避難スペースの拡大や、臨時避難所として位置づけている昭和女子大学東明学林の施設使用、また、各自主防災組織で指定している一時避難場所の活用などを段階的に広げることで避難者の収容に対応していきたいと考えております。

以上、私のほうから答弁させていただき、後段は教育長から自席で答弁をさせます。

教 育 長 それでは引き続き、私から3点目の「体育館の予約について」の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、現在の予約方法についてですが、総合体育館は毎月1日を予約初日とし、初日は9時から窓口での受付、14時から電話での受付、そして16時から

インターネットでの受付を行っております。

また学校体育館は、毎月基本5日を予約初日として9時より受付を行っております。

今回、新型コロナウイルス感染症に伴い、総合体育館の利用を休止していましたが、7月から利用を再開いたしました。7月1日の受付を行う際には、「密」を避けるため、ソーシャルディスタンスを確保できるように、室内外に目印のテープを張り、手指消毒やマスク着用を徹底して行いました。学校体育館の利用をまだ休止としているため、通常より多くの方が早朝より並んでいました。

しかし、新型コロナウイルス感染症が発生する前の受付状況では、夏休みなどに必ず予約を取りたい団体が並んでいた月がひと月ある程度で、他の月では早朝から並んでいるようなことは特になかったと把握しております。

なお、学校体育館の受付日においては、少年少女スポーツ団体や町内の団体が利用しており、また体育館のほかにグラウンドの受付も行っていることもあり、早朝から並んでいる状況は把握しております。

これまでも、予約方法については課題となり、教育委員会といたしましても検討はしてきましたが、毎月定期的に活動している団体からの特段の要望はございません。しかし、総合体育館の予約については、今年度よりインターネット予約も導入し、利用者の利便性を図りました。

予約の変更につきましては、生涯学習センターとそうわ会館では、1回のみの変更は認めています。これは、目的が主に文化活動で、利用者の多くは町内の方であるからです。

しかし、総合体育館は目的がスポーツで、町内に限らず不特定多数の方が利用されており、取りあえず予約を入れて確保し、急に変更することなど、他の利用者にも迷惑がかかることから、変更は認めていません。あくまでも、利用者には責任を持った予約を行っていただきたいと考えています。

現在、新型コロナウイルス感染症への対応から、総合体育館の利用制限や学校体育館が利用できない状況下、利用団体のニーズなどを把握し、できる限り多くの団体が利用できるよう、引き続き配慮していきたいと考えております。

私からの答弁は以上でございます。

3 番 では、御回答いただきましたので再質問させていただきます。

登壇での質問回答と重複する部分があるかもしれませんが、御容赦願います。

まず1点目の自治会担当職員制度ですが、過日職員の異動も行われておりますが、担当者には変更があったのでしょうか。また、スタート時点やその変更の際には、自治会等に出向いて担当と職員でどのような話し合いがなされましたでしょうか。

協働推進課長 自治会担当職員が担当する自治会への配置期間でございますけれども、要領によりましておおむね2年というふうに定めているところでございますが、人事異動により、自治会の担当課になったり、あるいは内規で定めている緊急時の対応の課であったり、また自治会の担当職員は2名ないし3名配置しておりますが、同一の課の職員が同じ自治会に担当になった場合においては変更させていただいているというところでございます。

この4月の人事異動では、新たに自治会の担当になった職員が4人、担当する自治会が変更になった職員が1人、担当職員が変わった自治会が全部で5自治会ございました。

それともう1点でございますが、スタート時において個々の自治会には、出向いてというふうなことではなくて、昨年の7月の自治会長会議において全体説明をさせていただき、その後役場において、各自治会長さんと担当職員との打ち合わせというか顔合わせを行ったというところでございます。

以上です。

3 番 今、担当が変わったところについて、出向いていくわけではなくて、通知をしたと言うのですか、そういう形だけであって直接お話を会ってしたということではないということですか。

協働推進課長 直接会ってというふうなところでございます。出向いたわけではなくて、1回目については自治会長会議で全体説明、これが制度の導入時でございましたので、そこら辺の説明を行った後、役場において各自治会長さんと担当職員との打ち合わせというか顔合わせを行ったというところでございますので、通知で一方的に、あなたの自治会は誰々が担当になりましたということではなくて、実際に自治会長さんと顔合わせを行ったというところでございます。

以上です。

3 番 今、スタート時点、最初の自治会長会議での全体説明というお話でしたが、途中で変わられたところはどのような形になさったのでしょうか。

協働推進課長 この4月の人事異動で変更になった職員でございますが、御案内のとおり総会ですとか役員会が今年度行われていないという状況でございますので、自治会長さんへの電話連絡という形で行っていますが、直接総会ですとか会議に向いての打ち合わせとかというのは、コロナ禍の中で総会等も行われていませんのでやっていないというところでございます。

以上です。

3 番 それでは、変更したときについては、直接お話しには行っていないけれども、自治会長さんとお電話でお話しして、こういう方になりましたという、そういう形で対処したということよろしいですね。

次に、自治会の活動に必要な行政情報ですが、どのように伝達をしているのでしょうか。

協働推進課長 行政情報につきましては町広報及びホームページにおいて、情報提供を行っているというところでございますが、総会や役員会等において必要に応じて行政情報の提供を行うということになっております。ただ繰り返しになりますが、この3月、4月総会等がほとんどの自治会で中止になっておりますので、会議時での情報提供はできていないところでございます。また、このような状況でございますので、現在は自治会への行政情報の提供というよりは、他の自治会の活動状況の確認と言いますか、例えば総会等における議決方法とか美化作業、夏祭り等のイベント関係を開催しているのかどうかというふうなことで、担当職員を通じて確認をさせていただき、取りまとめた上で、各自治会長さんのほうに他の自治会の動きと言いますか、動向をフィードバックさせてもらっているというところでございます。

3 番 フィードバックされているということですが、紙ベースと言うのですか、そういうもので、きちっとこの地域はこういうことをやっていますとか、そういうことで自治会長さんのほうに連絡をしていただいているということでしょうか。それとも、ホームページとか町の広報を主体にして、出しているよというだけのことでしょうか。

協働推進課長 他の自治会の動向ということでございますので、当然通知をもって自治会長

さんのほうには御連絡をさせていただいています。中には、メールで送ってくださいという自治会長さんもおられますので、そういった方につきましてはメールでの回答という形を取らせていただいております。

以上です。

- 3 番 自治会の地域巡視を実施することになっておりますけれども、コロナ禍で巡視を今のところやっていないというような形の取り方でよろしいのでしょうか。もし巡視したのであれば、改善すべき内容があつてどんな改善をしたのかお教えいただきたいのですが。

協働推進課長 例年5月に自治会長さんと町執行部、担当課とで地域内巡視という形でやっているのですが、今年度につきましては中止という形にさせていただきました。大きな改善要望等につきましては、地域巡視をやっている、やらないにかかわらず、自治会長さんのほうから直接担当課のほうに出されますので、自治会担当職員の地域巡視ということは自治会長さんから出された要望箇所の確認ですとか、日常生活に支障があると思われるような軽微な改善、例えばカーブミラーが曲がっているとか、町の設置物において破損があつたとかということを見つけた場合に担当課のほうに連絡するという形を取っております。

以上です。

- 3 番 今回コロナ禍にあつて、組長会議などもやっていない自治会がすごく多いと思います。組長会議などには自発的に参画して組長レベルと直接的に意見交換はされる予定でしょうか。今回は、組長会議自体がされていないということで、実施していないと思いますがその点いかがでしょうか。

協働推進課長 自治会担当職員の派遣につきましては、当然総会、役員会、組長会議問わず要請があれば出席するというところでございますので、現在行われていない状況でございますけれども、当然自治会長さんのほうからそういった派遣要請等があれば、出席する準備があるというところでございます。

以上です。

- 3 番 自治会担当職員制度についての質問はあと1つです。せっかく期待されております仕組みなので、成果を発揮するには自治会長からの呼びかけを待っているだけではなく、担当職員から積極的に行動に出ることが、問題点や課題を共有することになると思いますがいかがでしょうか。また、申入れを1週間前と

ということになっておりますが、緊急な場合は3日前とか受け入れていただけないのでしょうか。

協働推進課長 自発的に出れば問題点とか課題が共有できて、要請に基づいてといくと共有ができないというふうを考えていないところでございます。やはり自治会でも準備等の御都合がありますし、また自治会担当職員制度につきましては、自治会長会議でも説明させていただき、自治会長さんにもこちらの趣旨等を御承諾いただいておりますので、現行の派遣要請という形をもって今後も、各自治会とは意思疎通を図った中で制度の要領に基づいて派遣のほうを行っていきたいということで、自発的に出るという形ではなくてやはりルールにのっとった形で派遣のほうは行っていきたいと考えております。また、要綱上、1か月前までに派遣する場合は申請書を協働推進課のほうに提出するということになっておりますが、当然1週間前ですか、緊急とか急遽開催が決定したという場合は、まず電話で御連絡いただければこちらのほうは出席するという形は取ってございますので、1か月前ではないとだめだということではなくて、1週間前でも電話連絡等で対応できるものについては、対応は行っているという状況でございます。

以上です。

3 番 それでは2番目の災害時避難所についてです。

先ほどの町長のお話しではいろいろと進めていらっしゃるようですが、山北町とか小田原市、箱根町では新しい避難所の増設とか間仕切り、ゾーン分けなど進めていらっしゃいます。先日の臨時議会での同僚議員からの質問には段ボールベッドが数台あるとの回答でしたが、そのほかにはどのような対策がされているのでしょうか。段ボールベッドについての個数とか、そういったものもお分かりでしたらお教えてください。

防災安全課長 現時点で本町が備蓄している今回のコロナ禍での避難所で使えるような備蓄品につきましては、まずはプライベートルームといったようなものが18、それから避難ルーム用の屋内テント、こちらが569、クイックパーティション、こちらが27、簡易隔離用間仕切り4。こちらが備蓄されていまして、こういったものを使って、いわゆる間仕切りの部分に使っていきたいと考えています。

先日の臨時議会でのお認めいただいた補正予算の中で買う物として、答弁の

中でもございました大型扇風機、こちらを各避難所に設置して換気を促すということを考えてございます。

それから当然手指消毒、手指衛生といった意味で、ハンドソープそれからアルコール消毒液、それから飛沫感染防止のマスク、そういったものの購入を予定していたのですが、実は先日、予算をお認めいただいた後なのですけれども、神奈川県から避難所物品用というところで、マスクが8,000枚ほどこちらのほうに配給がございました。それから手指消毒用アルコールということで63リットルが大井町のほうに届きましたので、こちらを有効に使わせていただきまして、予定していた購入したものに替えて、そちらの予算をフェイスガード、それから医療用ガウン、ビニールシートを購入したいなというふうに考えています。

ビニールシートは当初、避難スペースのスペース区画割に養生テープを使おうと思っていたのですが、こちらもあらかじめスペースをいくつ、どの程度確保する必要があるのかというのが非常に見込めないことと、やはり準備に非常に手間がかかるというところもございますので、ビニールシートを避難されてきた方にお渡しして、そのビニールシートの中に避難というか、そこでお過ごしくださいというところの対応に変えさせていただこうかなと考えております。以上でございます。

- 3 番 避難所については、それぞれの箇所があると思います。直接巡視をして各所のウイルス対策的なものを確認されたかどうか。もし確認しているとすれば、問題点の発見とかそれに対する改善策、予防策はなされましたでしょうか。

防災安全課長 避難所の設営自体が、やはり避難が必要な状況ですとか、避難が必要な状況になると見込んだときに行われるものでございます。ですから事前の巡視というものは行ってございません。ただ今後、コロナ対策を講じた避難所設営については職員訓練として実施し、考えている対策だけで十分かどうか、そういったところは検証していきたいと考えています。

- 3 番 障がいのある方とか高齢者、一時避難場所の制定も必要と、先ほどちょっとおっしゃっていらっしゃいましたが、改善策はあるのでしょうか。それぞれの自治会ごとの自主防災にお任せでしょうか。

防災安全課長 一時避難場所というのは、あくまで一時的に避難するところということにな

りますので、いわゆる避難生活を想定した避難所というような位置づけとは違うものでございます。地域防災計画、こちらでも地震災害のときの避難の仕方、それから風水害のときの避難の仕方で違ってございまして、地震のときはまず一時避難場所へ避難、さらに危険が拡大した場合については指定避難所に避難という流れになってございます。風水害では一時避難場所への避難という仕組みはございません。ただし答弁でも述べさせていただきましたとおりコロナ禍における避難というところで避難所の増設、そういった意味からは一時避難場所として位置づけられる場所の中から避難所として使用可能な施設については随時必要に応じて使用していくというような考えでございます。

それから自主防災についてなのですけれども、こちらについては各自主防災で、現時点でもコロナ禍での対策とものを講じられている自主防災もでございます。例えば総合防災訓練が中止になったというようなことから、独自に密集を避けて安否確認訓練だけを実施しようというような自主防災もございまして、自治会独自で広報などを発行して、風水害等の避難行動を周知しようという自主防もでございます。それからハザードマップを基に、役員だけでも浸水想定区域の認識を共通に持とうじゃないかという取組をされている自主防もでございます。

基本的にはそういった自主防災の活動を自主的に行われるものであるというふうに考えているところから、町といたしましてはそういったところでの相談等があればアドバイスをしていきたいと考えております。

以上でございます。

- 3 番 消毒液等が足りないというか、出回りが、最近は大分よくなりましたが、出回っているのが難しいような時期のときに、社会福祉協議会より老人会宛てに消毒液の配布とか消毒の仕方とかのアドバイスがあったとのことなのですが、役場から自治会にはなかったと聞いたのですが、その辺はいかかでしょうか。

子育て健康課長 老人会宛てに消毒液があつて、自治会宛てには配らなかつたということで回答させていただきます。老人会への配布についての詳細はちょっと承知はしていないところですが、自治会、町民への配布ということで、子育て健康課にて回答させていただきます。

先の6月議会の一般質問の中でも、先ほどの清水議員からも触れさせてもら

いましたが、介護施設等の福祉施設というところの必要なところについては、神奈川県等を通じて優先供給ということでさせてもらっておるということで、特に自治会に対しましては、住民等優先提供の対象にはなっていないということとまずは御理解いただければと思います、

また、市場で購入が難しい中ということなので、町といたしましても町の備蓄品については、新型コロナウイルス感染症用の備蓄ということで、消毒液については先般の議会でも200リットルのほかマスク類など備蓄しておりますが、町民等への配布ができるほどの備蓄はございません。ただ、町民に対しまして、消毒液に対する関係につきましては先般企業の御厚意によりまして、次亜塩素酸水の消毒液を配布させていただいたということがございます。

また、自治会におきましては、2月、3月の総会時におきまして、自治会館等に消毒液を置きたいという相談、問合せがありました。町の備蓄を使わせてほしいとのことだったので、そういった場合の融通を準備していた経緯がございました。ただ、結果としては緊急事態宣言が出るかどうか、また感染が拡大時期にありましたので、総会等が中止になったということで、使用することはありませんでした。先般議員も御指摘のとおり市場に出回っている状況でございますが、仮に自治会が事業等行いたいということで、購入できないといった場合は、在庫状況にもよりますが町のほうの使用を検討して相談に乗ったりと考えてございます。

以上です。

- 3 番 総合体育館と学校体育館の予約についてですが、先日7月1日に総合体育館で差し当たり、7月、8月、9月、10月までかな、予約受付を行われました。学校の体育館についてはまだしばらく利用の見通しは立っていないとのことでしたが、まだ全然だめですかね。現時点でまだ利用の見通しは立っていないのでしょうか。

生涯学習課長 学校体育館の利用の見通しはという質問でございますが、これまで新型コロナウイルス感染症の感染予防、拡大予防のため、文部科学省通知の衛生管理マニュアルをはじめ、体育施設利用や各競技のガイドライン、近隣市町村の状況などを参考に、学校体育館の利用については中止してきました。

ここで新たに文部科学省から衛生管理マニュアルの改定が出されました。こ

の通知等を踏まえ学校と教育委員会とで9月中旬以降からの利用再開に向けて話し合いを現在しているところでございます。

町民の皆さんが運動できる機会を少しでも多く提供できるよう、教育委員会としましても考慮しておりますが、学校体育館はあくまで学校施設であり、児童・生徒の安全確保が大前提となります。今後の開放に向けては、利用する団体に利用者名簿の提出、健康状態の報告、共有部分や器具の消毒など、これまではなかった新たなお願いもしていきたいと考えております。利用再開のめどが立ちましたら町ホームページや総合体育館で周知させていただきます。

以上でございます。

- 3 番 先日、8、9、10まで予約の受付をされていらっしゃる総合体育館のほうなのですが、もしこれで9月の下旬にでも小学校のほうの利用が可能になった場合、総合体育館の予約についてのキャンセルは有料になるというところでは改善されないのでしょうか。特に今回のような異例の場合は考えていただけないのでしょうか。

生涯学習センターやそうわ会館では1予約につき1回の変更が認められています。先ほど教育長のお話ではいろいろな部分で予約の変更というのはちょっと認められないというふうなお話ではございましたが、今回コロナ禍ということで異例の場合でございますので、その辺は特に考えてはいただけないのでしょうか。

生涯学習課長 ただいまの学校体育館が利用できるようになった場合のキャンセルについてでございますが、既に総合体育館の予約については新型コロナウイルス感染症拡大防止のためキャンセルを認めてきましたので、同様の対応をしていきたいと考えております。

また1予約につき1回の変更についてでございますが、こちらを認めると取りあえず予約を入れ、人数が集まらない、別の場所が取れたなどの理由で変更する可能性が考えられます。変更理由によって変更を認めることも考えられますが、理由を確認することは難しく判断が困難でございます。

また変更が1週間や2週間前なら大丈夫ではないかというような意見もあると思いますが、総合体育館は町内の方は3か月前から予約を受け付けております。1週間や2週間前で変更されますと空いた場所へ予約が入りにくくなり空

きが生まれてしまうということも考えられます。現在のところ先ほど教育長申し上げましたように、1予約につき1回の変更の改善は考えていませんが、期限を設ける中での検討を行っていきたいと思います。

以上答弁とさせていただきます。

議 長 以上で、3番議員、神保京子君の一般質問を終わります。

引き続き、通告3番、8番議員、伊藤奈穂子君。

8 番 通告3番、8番議員、伊藤奈穂子です。

通告に従い、1、コロナ禍における避難所運営について。

2、新型コロナウイルス感染症対策について。

3、地域公共交通のあり方について、を質問いたします。

まず1項目めといたしまして、コロナ禍における避難所運営について伺います。近年大規模地震や水害など想定を超える自然災害が頻発化、日常化しており、こうした自然災害に対して避難所を開設する場合には新型コロナウイルス感染症への対策に万全を期すことが重要であると考えます。発生した災害や被害者の状況によっては、可能な限り多くの避難所の開設が必要であったり、感染リスクを下げるためスペースをどのように利用するかなど、避難所運営のあり方について具体的に4点お伺いいたします。

1、避難者の受入れは高齢者や基礎疾患のある方、障がい者や妊産婦など優先的に避難させる人を事前に検討し、配慮すべきことなどを決めておく必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

2、避難とは難を逃れることであり、安全な場所に逃げるのが先決です。災害時に避難が必要な方に対しては、可能であれば親戚や知人の家等に避難することも選択肢の1つであると思います。その上で、分散避難によって災害物資の届け先が増えると予想されますが、どう対応されるのか見解をお伺いいたします。

3、避難所での感染症の蔓延を防ぐため、段ボールベッドや間仕切り、飛沫感染防止シールドなどの備蓄の積み増しとともに、保管スペースの確保も必要です。避難所内の換気や避難所全体のレイアウトなど、感染症対策に配慮した避難所運営のあり方をまとめておく必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。